

6 標識の仕様

これは、旧規則により作成した標識(東京都建築士事務所協会、東京建築士会等市販)の活用例です。字句の訂正及び追記を示しています。

← 90 cm以上 →				
建 築 計 画 の お 知 ら せ				
建築物の名称				
建築敷地の地名・地番				
建築物の概要	用途		敷地面積	
	建築面積		延べ面積	
	構造		基礎工法	
	階数	地上階	地下階	高さ
着工予定	年	月	日	完了予定 年 月 日
建築主 (住所) (氏名)				電話 ()
設計者 (住所) (氏名)				電話 ()
施工者 (住所) (氏名)				電話 ()
標識設置年月日	年	月	日	
<ul style="list-style-type: none"> ・この標識は、東京都板橋区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第4条第1項の規定により設置したものです。 ・上記建築計画についての説明の申出は、下記へ御連絡ください。 (連絡先) 電話 () 				

下記文章を、余白に記入するか、または追加掲示をしてください。

上記建築計画等についての説明の申出は、 年 月 日まで、
また、話合いの申出は、 年 月 日までにできます。

設置日から起算して
30日目の日

なお、その日が休日にあたる場合は、次の日をご記入ください。

設置日から起算して
20日目の日

小規模住戸集合建築物条例(12頁)の適用も受ける建築物の場合は、「東京都板橋区小規模住戸が集合する建築物の建築及び管理に関する条例第7条第1項の規定により設置」した旨を併記してください。

(備考) 記載事項に変更があった場合は、速やかに標識の記載事項を訂正し、7日以内に標識設置(訂正)届を提出してください。